

別紙

2020 年 4 月 1 日

紹介手数料返戻金規定

静峰興産株式会社

採用者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、又は本人の責に帰す事由により解雇あるいは退職した場合、次の基準で紹介手数料を以下の割合で返戻するものとする。ただし、採用者に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入社辞退、退職、解雇が

・ 入社後 1 ヶ月未満の場合	紹介手数料の 100%
・ 入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合	紹介手数料の 50%
・ 入社後 3 ヶ月以上 6 カ月未満の場合	紹介手数料の 20%
・ 入社後 6 ヶ月以上の場合	紹介手数料の 0%

以上